

## 必要な書類

- ◆印鑑（必ず持参してください。口座振替を利用する方は、金融機関の通帳・届出印を持参してください）
- ◆源泉徴収票（原本）
- ◆漁業所得、不動産所得（貸家、貸地など）、営業所得のある方は収入計算書や必要経費明細書など所得の計算のできる書類
- ◆国民年金掛金および社会保険料（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料など）の領収書（国民年金の口座振替を利用している方は、領収額がわかるものを持参してください）
- ◆生命保険料、個人年金および地震保険料の支払証明書
- ◆土地などの譲渡所得がある方は契約書など売買金額のわかる書類
- ◆医療費控除
  - ・医療費支払証明書（領収書）※領収書などを人（患者）別、病院別に集計してください。
  - ・生命保険などの給付金額のわかる書類
- ◆住宅借入金等特別控除
  - ・家屋の登記簿謄本または抄本
  - ・建築工事の請負契約書または売買契約書
  - ・金融機関発行の住宅資金借入などの年末残高等証明書
  - ・住民票
  - ・建築士などから交付を受けた増改築等工事明細書（増改築のみ）
- ◆個人番号および身元確認書類
  - ・マイナンバーカード（個人番号カード）
  - ・通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

※確定申告書が税務署から送付されている場合は必ず持参してください。

※風力発電関連で土地の売買・賃借がある場合は、事前に相談してください。

【お問合せ】 住民福祉課 税務係 担当：品田、山本、須藤

### ■平成28年分の確定申告と納付の期限は、次のとおりです

○所得税および復興特別所得税・贈与税：3月15日(水)

○消費税および地方消費税：3月31日(金)

むつ税務署では、申告書作成会場を2月16日(木)から3月15日(水)まで、下北合同庁舎3階に開設しています。(土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで)

※所得税および復興特別所得税の確定申告書作成に当たっては、「復興特別所得税」欄の記載漏れにご注意ください。

### ■社会保障・税番号制度について

平成28年分以降の確定申告書などの提出の際には、マイナンバーの記載+本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

本人確認を行うときに使用する書類の例

例1 マイナンバーカード（個人番号カード）のみ【番号確認および身元確認書類】

例2 通知カード【番号確認書類】+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】

### ■申告書の作成は、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」が便利です

「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って金額などを入力することにより、税額などが正しく計算され、誤りのない所得税や消費税の確定申告書、青色申告決算書などを作成できる便利なシステムです。

作成した確定申告書は、印刷して書面で提出できるほか、「e-Tax（電子申告）」を利用して提出することもできます。

詳しくは、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）をご覧ください。

### ■確定申告電話相談センターをご利用ください

確定申告に関するご相談は、「確定申告電話相談センター」の専門スタッフがお答えしています。（自動音声案内で「0」を選択）

【お問合せ】 むつ税務署 ☎22-3294